

遺贈・相続財産の寄付

遺贈によるご寄付をお考えの方

資産の全部または一部を特定の人や団体に贈ることを「遺贈」といいます。身延山大学の指
教育研究活動に、遺贈（遺言による寄付）をご検討の方は、下記問合せ先までご相談くださ
い。

※なお遺贈により本学に寄付いただいた資産は相続税申告期間内（※）であれば、原則、本
学発行の寄付金領収書を税務署に提出されることで相続税は免除されます。

お問い合わせ先

身延山大学の下記窓口又は、山梨中央銀行へご相談ください。

○身延山大学 法人事務室

TEL：0556-62-0107

E-mail：soumu@min.ac.jp

○山梨中央銀行 本支店窓口

三菱 UFJ 信託銀行の信託代理店として遺言信託のご紹介と情報の取次ぎを行います。

[詳細は HP をご確認ください。](#)

【取扱開始日】令和 2 年 4 月 1 日

※相続税の申告期限内（被相続人がご逝去された翌日から 10 か月以内）に相続財産を身延
山大学に寄付し、申告することにより、そのご寄付は相続税の課税額から除外され非課税と
なります。申告には、文部科学省に「相続税非課税対象法人の証明書」が必要となり、その
発行には大学が文部科学省に申請後約 2 か月を要しますので、お早めにご相談ください。